

業務(政令) インポート/エクスポート項目

業務(政令) NO	業務(政令)
0	政令に当てはまらない業務
27	[短]1か月の労働日数が相当程度少ない業務:日数限定業務
28	[完]一定期間内に完了が予定される業務:3年以内の有期プロジェクト業務
29	[育]育児休業者等の業務
30	[介]介護休業者等の業務
31	物の製造の業務
101	令第4条第1項1号 情報処理システム開発
102	令第4条第1項2号 機械設計
103	令第4条第1項3号 機器操作
104	令第4条第1項4号 通訳、翻訳、速記
105	令第4条第1項5号 秘書
106	令第4条第1項6号 ファイリング
107	令第4条第1項7号 調査
108	令第4条第1項8号 財務
109	令第4条第1項9号 貿易
110	令第4条第1項10号 デモンストレーション
111	令第4条第1項11号 添乗
112	令第4条第1項12号 受付・案内
113	令第4条第1項13号 研究開発
114	令第4条第1項14号 事業の実施体制の企画、立案
115	令第4条第1項15号 書籍等の制作・編集
116	令第4条第1項16号 広告デザイン
117	令第4条第1項17号 OAインストラクション
118	令第4条第1項18号 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
129	令第4条第1項19号 看護業務
119	令第5条1号 放送機器操作
120	令第5条2号 放送番組等の制作
121	令第5条3号 建築物清掃
122	令第5条4号 建築設備運転等
123	令第5条5号 駐車場管理等
124	令第5条6号 インテリアコーディネーター
125	令第5条7号 アナウンサー
126	令第5条8号 テレマーケティングの営業
127	令第5条9号 放送番組等における大道具・小道具
128	令第5条10号 水道施設等の設備運転等
1	1号 情報処理システム開発
2	2号 機械設計
3	3号 放送機器操作
4	4号 放送番組等の制作
5	5号 事務用機器操作
6	6号 通訳、翻訳、速記
7	7号 秘書
8	8号 ファイリング
9	9号 調査
10	10号 財務
11	11号 貿易
12	12号 デモンストレーション
13	13号 添乗
14	14号 建築物清掃
15	15号 建築設備運転等
16	16号 受付・案内、駐車場管理等
17	17号 研究開発
18	18号 事業の実施体制の企画、立案
19	19号 書籍等の制作・編集
20	20号 広告デザイン
21	21号 インテリアコーディネーター
22	22号 アナウンサー
23	23号 OAインストラクション
24	24号 テレマーケティングの営業
25	25号 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
26	26号 放送番組における大道具・小道具